

町内会長（自主防災組織代表） 各位

野々市市長 栗 貴 章
（ 公 印 省 略 ）

令和3年度自主防災組織リーダー（防災士）育成事業の受講申込みについて

日頃から、本市の消防防災業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石川県では地域防災力の強化を目標に防災士の育成に取り組んでおり、本市としても、地域の防災リーダーとしてご活躍いただける方を対象に受講等に係る費用を助成し、防災士を育成することとしております。

つきましては、受講希望者がいる場合、下記申込書に必要事項を記入し、8月16日（月）までに環境安全課窓口もしくはFAX（227-6251）、メール（anzen@city.nonoichi.lg.jp）にてお申込みをお願いいたします。（メールの場合は本文に必要事項を記載してください。）

なお、受講希望者多数の場合は、女性、防災士のいない町内会等を優先して受講者を決定します。受講者を決定次第、ご連絡いたしますので、後日、あらためて申請書を提出していただくこととなります。

※受講料等に係る費用については、県と市で全額補助するため、町内会（自主防災組織）の負担はありません。

【お問い合わせ】
野々市市総務部環境安全課
防災安全係 清水、西嶋
TEL 076-227-6051

自主防災組織リーダー（防災士）育成事業申込書

野々市市環境安全課 清水、西嶋 行
(FAX 227-6251)

自主防災組織名 _____
申込者氏名 _____
電話番号 _____

| 氏名 | 性別 | 住所 | 希望日程 | 電話番号 | メールアドレス | 備考 |
|----------------|----|-------|------|---------------|------------------|--------------|
| (記入例) 安全 陽子 | 女 | 三納1-1 | (1) | 090-1234-5678 | Abc123@efg.ne.jp | 元石川県警 警部補 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

欄が足りない場合は適宜コピーをしてお使いください。

※別紙実施要領8の特例に該当する方は、備考欄に記入をお願いします。

自主防災組織リーダー育成事業実施要領

1 趣旨

共助の要となる「自主防災組織」が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を十分に理解したリーダーの存在が不可欠であることから、地域から推薦された地元住民等を対象に、自主防災組織リーダー（防災士）育成講座を開設し、地域防災力の向上を目指す。

2 実施日及び会場

- (1) 令和3年11月20日（土）、21日（日）
金沢市流通会館 大ホール
- (2) 令和3年12月4日（土）、5日（日）
野々市市文化会館フォルテ 小ホール
- (3) 令和3年12月11日（土）、12日（日）
金沢市流通会館 大ホール

3 受講対象者

野々市市に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自主防災組織の代表者又は、自主防災組織の代表者が推薦する者
- (2) 市内企業の代表者が推薦する当該企業の従業員等で、防災活動に積極的に参加できる者

4 受講要件

受講者は、全講義終了後に日本防災士機構の定める防災士資格取得試験を受験し、防災士認証登録するものとする。

また、自主防災組織リーダー育成講座の受講までに普通救命講習を受講するものとする。

5 受講申込

令和3年8月16日（月）までに申込みこと

6 受講者の決定

受講者の決定における優先順位は次のとおりとする。

- ① 女性の受講希望者
- ② 防災士のいない町内会からの受講希望者
- ③ 昨年より受講を希望している者

※決定後に野々市市自主防災組織リーダー育成講座受講申請書を提出すること

7 受講料等

自主防災組織のリーダー等

受講料及び登録料の個人負担はありません。（県と市で全額負担します。）

※本来、防災士の資格を取得するには、一人あたり受講料およそ 30,000 円と資格取得試験料及び認証登録料 8,000 円が必要です。

8 特例による資格取得について

下記に該当する方は、研修を受講せずに資格を取得することができますので、その旨、申込書の備考欄に記入してください。

| 機関 | 登録のみ | 試験＋登録 |
|------|--------|-----------|
| 消防団員 | 分団長以上 | — |
| 消防吏員 | 消防士長以上 | 消防副士長、消防士 |
| 警察官 | 警部補以上 | 巡査部長 |

※退職者含む

9 受講料等の支払いについて

以下に該当する場合は受講料等を支払っていただく場合があります。

- (1) 申込み後、講習を欠席された場合
- (2) 講習後、試験（再試験を含む）に合格できなかった場合